

第15章 第3条14に則った悪影響の最小化

決定15/CMP.1の附属書パラグラフ23～25及び決定1/CMP.11の附属書IIIパラグラフ4の規定に基づき、第3条14に則った悪影響の最小化について報告する。なお、前回提出時からの変更点は下線で示すとおり。

15.1. 概要

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠であり、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もある。COP等の国際社会においても議論されているとおり、気候変動問題に適切に対処し、環境と経済を両立した持続可能な成長を実現するためには、グリーン経済への移行、低炭素成長の実現が重要な要素である。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。2015年、我が国は、COP21における合意達成を後押しすべく、①2020年における約1.3兆円の途上国支援実施及び②イノベーションからなる「美しい星への行動（エース2.0（ACE2.0: Actions for Cool Earth 2.0）」）を公表した。また、2017年10月、我が国は日本の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国と協働してイノベーションを創出する「Co-innovation（コ・イノベーション）」をキーワードとして我が国のビジョンと具体的な取組を取りまとめた『日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017』をCOP23に先駆けて発表した。さらに、2018年3月、パリ協定の目標達成に向け、日本が、国内での大幅な排出削減を目指すとともに、世界の脱炭素化を牽引する国際協力のあり方を示した『気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン』を公表した。引き続き、これらの分野で積極的に国際社会に貢献していく。

15.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づき約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されておらず、その評価を行うことは不可能であることも留意すべきと考える。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

我が国によるエネルギー・環境分野における技術協力は世界各地で行われているところであり、開発途上国のニーズを踏まえつつ、持続的な経済成長に貢献している。例えば、開発途上国からの研修員受入・専門家派遣による省エネルギー・再生可能エネルギー人材育成

協力を実施し、開発途上国における省エネ・再エネ関連制度等の制度構築・運用に関する支援を行っている。また、特に気候変動に対して脆弱な島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、太平洋地域におけるハイブリッド発電システム導入に関する協力を実施している。中東およびアフリカにおいても、再生可能エネルギーに関する政策策定やシステム導入を支援している。

■ 二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の開発等

我が国では温暖化対策上重要な技術である CCS について、2020年頃の技術の実用化を目指し、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発、CO₂分離回収に伴う環境負荷の評価、国内での貯留可能地点を特定するための地質調査等を実施している。また、CCSの多国間および二国間協力を通じて、欧州や米国など各国関係者と積極的に CCS に関する技術情報の交換や共同研究を実施した。